

昭島市成年後見等報酬助成制度 一部変更のお知らせ

令和8年4月1日から、以下のとおり成年後見人等報酬助成制度を変更しました。以下の表で、**家庭裁判所の審判確定日を基準**とした取り扱いを比較しています。

対象者

令和8年3月31日まで	生活保護受給中のかた、中国残留邦人等支援法による支援給付を受給しているかた（以下、「生活保護等」という）
令和8年4月1日以降	生活保護受給中のかた、中国残留邦人等支援法による支援給付を受給しているかた、 市区町村民税非課税かつ資産が826,500円以下のかた

報酬助成額

令和8年3月31日まで	居宅の場合：月額20,000円、施設の場合：月額14,000円
令和8年4月1日以降	居住状況にかかわらず、 月額20,000円を上限とする 市民後見人は、月額5,000円を上限とする

助成期間

令和8年3月31日まで	家庭裁判所が決定した期間のうち、生活保護等を受けている期間
令和8年4月1日以降	家庭裁判所の審判確定日の終期から1年前の日まで

対象者が、市区町村民税非課税かつ資産が826,500円以下のかたの必要書類

令和8年3月31日まで	対象外
令和8年4月1日以降	・申請月の属する年度の市区町村民税非課税証明書 該当月が4・5月である場合は、前年度分 ・預金通帳、有価証券、保険証書その他の申請時に資産状況を確認できる書類の写し

※**家庭裁判所の審判確定日が令和8年4月1日以降のものに係る申請に適用**します。昭島市ホームページや、「昭島市成年後見制度利用支援事業実施要綱」も併せてご確認ください。